

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月13日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第12号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(加算額等) 第4条 [略] 2 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める距離は、 <u>100キロメートル</u> とする。 3 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略]	(加算額等) 第4条 [略] 2 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める距離は、 <u>80キロメートル</u> とする。 3 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(1) 80キロメートル以上100キロメートル未満 4,000円</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。